

「第13回ふくおか町村フェア」事業概要

1 事業概要

- (1) 日程：令和2年10月10日（土）・10月11日（日）の2日間
- (2) 会場：県営天神中央公園（福岡市中央区天神1丁目1）
- (3) 主催：福岡県町村会・福岡県
- (4) 実施形態：福岡県町村会、福岡県合同で実行委員会を設置
- (5) イベント規模：出展テント50張（程度）

2 事業目的

- 都市住民に対して町村の役割・魅力をPRし、県内町村の活性化を図る
 - ・県内町村の特産品・農産物・加工品・工芸品・飲食品の販売
 - ・都市と農山漁村の交流
 - ・観光等地域の魅力の発信 等

3 役割分担

		主な役割
主催者	福岡県町村会	<ul style="list-style-type: none">・「ふくおか町村フェア」の企画・広報・出展者の募集・勧奨・イベント委託会社との調整・当日の会場設営、イベント運営
	福岡県	
出展者	各町村	<ul style="list-style-type: none">・出展準備、当日の出展ブースの運営・各種団体への出展勧奨・取りまとめ
	各種団体	<ul style="list-style-type: none">・出展準備、当日の出展ブースの運営・町村を経由し、主催者へ出展申込み

4 経費負担

- ・イベント開催経費（会場設営、イベント運営等）：委託費用を町村会と県で負担
- ・出展経費（運送、準備、販売、片付け）：各出展者（町村・団体）が負担
(※公園使用料は不要。電気・水道の使用料金は実行委員会において負担
ただし、電気料はある一定以上の使用で負担いただく場合があります)

5 出展者

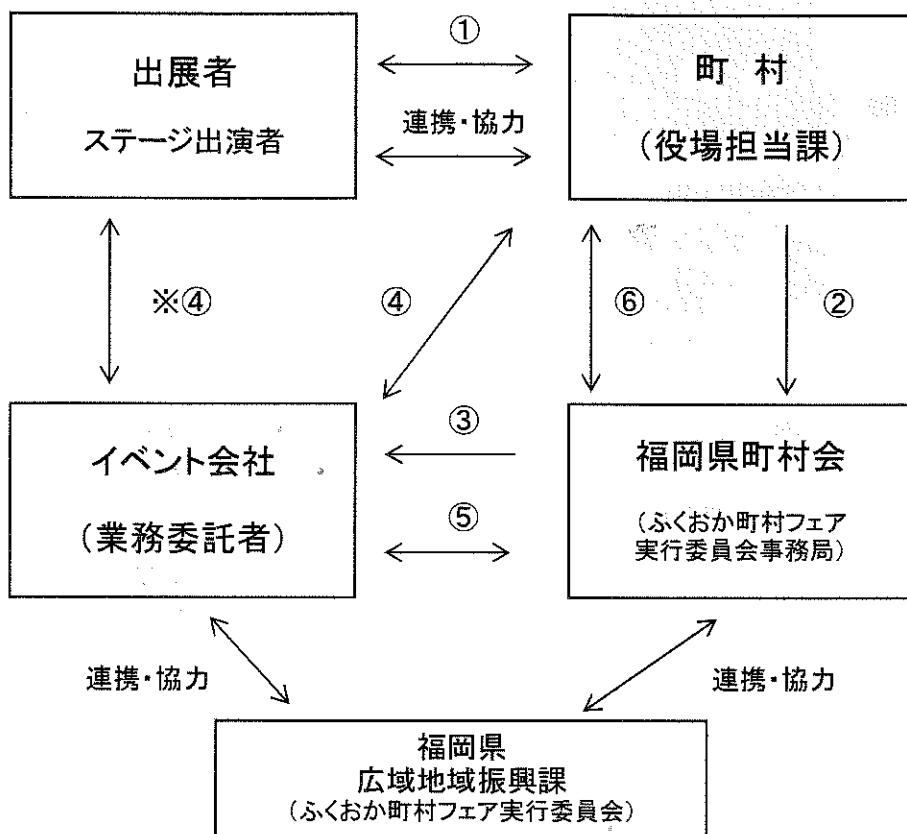
○出展者資格

町村及び商工会、JA、漁協、森林組合、観光協会などの各種団体及び会員店、
地元特産品販売業者等（ただし、町村を経由して申し込んだ者）

6 ステージ出演

地域伝統芸能、音楽、舞踊等（町村推薦の団体）

ふくおか町村フェア 事務の流れ



①参加者(出展者・ステージ出演者)の募集

- ・町村が町村内の事業者、商工会、JA、漁協、観光協会など各種団体の出展者とステージ出演者(地域芸能、音楽、舞踊等)を募集し「申込書」を取りまとめる。
(町村役場自体が出展者・ステージ出演者になる場合もあります)

②参加者及び担当者の報告

- ・町村が参加者(出展者・ステージ出演者)及び町村の担当者を町村会へ報告

③参加者及び担当者の報告

- ・町村会がイベント会社へ参加者及び町村担当者を報告。

④町村とイベント会社との連絡・調整

- ・イベント実施にあたっての具体的な連絡・調整等
- ・臨時飲食店許可申請書類の提出(必要な場合)

※イベント会社と出展者・ステージ出演者が直接やり取りする場合もあります。

⑤町村会とイベント会社との各種調整

- ・イベント企画、チラシ作成、会場設営協議等

⑥町村と町村会の各種調整

- ・町村フェアチラシの配布
- ・町村長のオープニングセレモニー出席依頼
- ・その他、イベント実施のために必要な連携

よくある御質問

Q 1. 出展及びステージ出演の申込書様式をデータでいただくことは可能か？

→A. 別紙の担当者報告をファクシミリにていただいた後に、御記載のアドレスに、メールで送信させていただきます。メールが確認できない場合、お手数ですが個別に下記まで御連絡下さい。

■福岡県町村会総務課 メールアドレス chousonkai@fmw.or.jp

Q 2. 例年、赤坂にある県庁の福岡西総合庁舎を駐車場として無料開放しているが、本年も同様の対応はあるか？

→A. 本年も例年同様に福岡西総合庁舎の駐車場を無料開放の対応とする予定にしています。

Q 3. テント（出展ブース）の仕様は？

→A. 例年同様に 3.6m×2.7m のテントとなります。

Q 4. テントは1団体（出展）につき1張しか借りられないか？

→A. テントは1団体につき1張という制限はありません。販売スペースの都合上、必要であれば、2張以上貸し出すことも可能ですので、1出展者につき2張以上必要な場合は、出展申込書にその旨を明記のうえ、御提出ください。（但し、専用の飲食スペースとしては利用できません。）

なお、1ブースにつき長机3脚、イス3脚を無料で御用意しております。数に限りがございますので、無料での追加は出来ませんが、有料では追加の手配に対応しております。（昨年は、長机 1,320 円 イス 330 円 ※1~2 日同額）

Q 5. 酒販についての許可申請等はどのように行うのか？

→A. 保健所への臨時飲食店許可申請については、イベント委託業者で取りまとめての申請が可能ですが、酒販の許可申請は各出展者が税務署に対し直接行う必要があります。

Q 6. 普段、酒販を行っていない事業者・団体も酒販を行うことは可能か？

→A. 町村フェア会場で普段酒販を行っていない団体が酒販を行うことは認められておりません。例外として「海の家」など1~2カ月の長期に亘り販売する場合は認められるケースがありますが、町村フェアのように1~2日限定での酒販は不可能だと思われます。